

院内助産所・助産師外来について

厚生労働省医政局看護課

院内助産所・助産師外来

【院内助産所※】

緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行うもの

【助産師外来】

医療機関等において、外来で、正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うもの

※医療法第2条でいう助産所には該当しない

<背景>

・医師不足・分娩施設の減少への対応

・妊産婦の妊娠・出産・育児に対する多様なニーズ

<推進の目的>

妊婦の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、産科病院・産科診療所において助産師を積極的に活用し、正常産を助産師が担うことで産科医師の負担を軽減する。

妊産婦

- 外来は、完全予約制で待ち時間が無い
- 30分間(一部60分間)かけて何でも気安く聞いたり話し合ったり出来る
- 夫や上の子供も一緒に話し合ったり、エコーも見ることが出来る
- 助産師の役割を知り、親しくなれてお産を安心して迎えられる
- 何か心配があれば医師と相談してくれるから安心
- 自然なお産ができる
- 出産に主体的に臨める

助産師

- 健診・分娩を任されることで専門性を高めることができ、責任感とやり甲斐、喜びを感じる
- 妊娠中から継続してかかわることで助産師としての視野・活動範囲が広がる
- 助産師としての役割を知ってもらうことが出来るので分娩時の安心につながる
- 医師と何かあれば相談し協力し合うことで、業務の効率化およびリスクの回避ができる
- 経済的に貢献できる

医師

- ハイリスク患者の治療に専念でき、妊婦健診や当直の負担が軽減される
- 余裕のある外来となり、納得のいく健診が出来る
- 助産師が日常の悩みや患者背景などきめ細かい情報を聞きとり教えてくれる
- 妊娠中から協力して妊婦を診て行くことで信頼関係を築ける

院内助産所と助産師外来の普及への支援

☆院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業

先駆的に院内助産所や助産師外来に取り組んでいる医師や助産師を講師とし、新たに院内助産所等を開設するために助産師や医療機関管理者を対象に研修を行うための経費の一部を補助。

☆院内助産所・助産師外来の施設・設備整備事業

医療機関等の施設内に新たに院内助産所等を開設する場合の施設整備および設備整備に要する経費の一部を補助

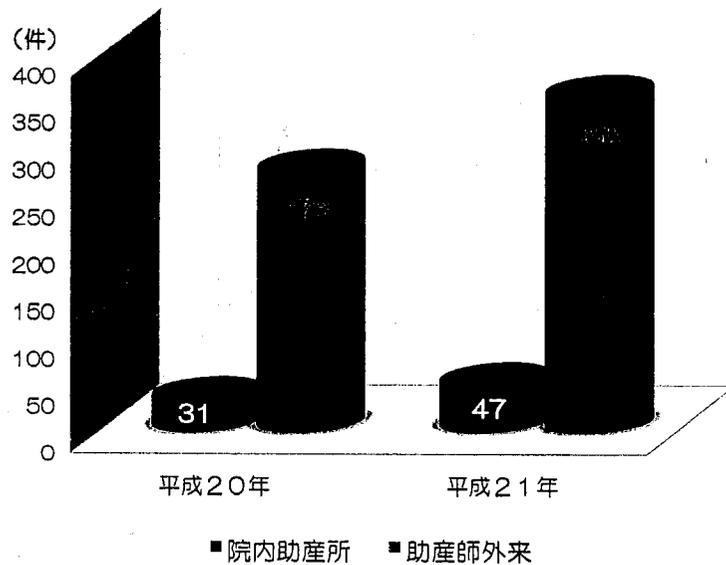
☆院内助産ガイドラインによる普及

☆院内助産所・助産師外来推進のシンポジウム開催

H20年3月：院内助産所・助産師外来を進めようー先駆事例に学ぶー
H21年3月：安全・安心なお産のための院内助産所・助産師外来の活かしかた



院内助産所と助産師外来設置数推移



厚生労働省医政局看護課調べ

4

事例：A病院

病院の概要

- ・ 病床数：約300床
- ・ 産科病床数：41床（分娩室3床、院内助産1室）
- ・ 年間分娩件数：1,167件（2007年度）
- ・ 産科医数：医師（常勤）8人
- ・ 産科病棟職員数：助産師51人
- ・ 助産師外来開始：1998年10月
- ・ 院内助産院の開設：2007年5月
- ・ 地域周産期母子医療センター（NICU15床、GCU18床）

院内助産院のチーム構成は助産師6名
（いずれも100例以上の分娩介助経験あり、経験6年目以上）

5

A病院の助産師外来

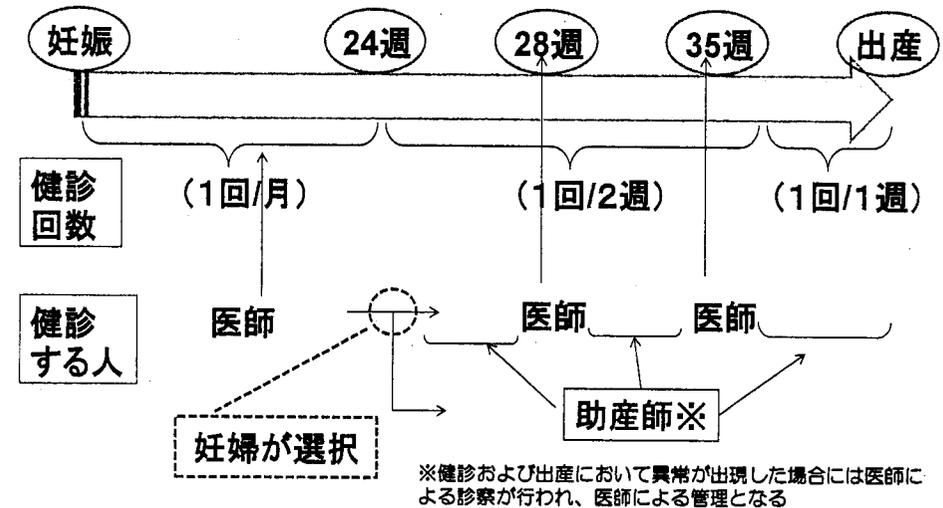
- ・ 妊婦健診（内容は尿検査や体重・血圧・腹囲・子宮底測定、内診（必要時・希望時）、保健指導など）を実施
- ・ 妊娠から24週までは全ての妊婦に医師による健診
- ・ 妊娠24週以降は妊婦が医師又は助産師による健診を選択
- ・ 助産師による健診の場合であっても、28週と35週には医師による健診を受け、異常が出現した場合には医師による管理

A病院の院内助産（分娩）

- ・ 基本的に医師は分娩に立ち会わない
- ・ 分娩の介助は助産師2人で対応する
- ・ 妊婦にもそのことを事前に伝え、出生証明書も助産師が記載
- ・ 現在、院内助産院が担当する分娩件数は、1カ月で約15件

6

A病院の外来での妊婦健診のシステム



※健診および出産において異常が出現した場合には医師による診察が行われ、医師による管理となる

出典：

- ・ 助産外来・院内助産実践施設の紹介—日本看護協会ホームページ、<http://www.nurse.or.jp/home/innaijyosan/shokai.html#tifune>、参照2009年10月
- ・ 村田佐登美、院内助産院でのケアの実際①システムとその運用、助産雑誌、62(8)、722-727、2008

7